

委員会提出議案第3号

特定避難勧奨地点を抱える地域に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成26年6月25日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

総務常任委員長 水 井 清 光

## 特定避難勧奨地点を抱える地域に関する意見書（案）

特定避難勧奨地点を抱える本市西部地域は、一度の生活圏除染では放射線量が十分低下しておらず、安全かもしれないが、安心して生活できる環境とはなっていません。

今後、農地の除染作業が行われた場合であっても、国が示し、本市が長期目標としている放射線量（年間1ミリシーベルト以下）を達成できない懸念があります。

この地域で暮らす住民や、この地域に避難先から帰還する住民が放射線量を気にすることなく安心して生活を送るためには、特定避難勧奨地点の指定解除後であっても年間の放射線量が1ミリシーベルト以下となるまで必要な除染作業を継続して行うことが必要不可欠となっています。

また、特定避難勧奨地点を抱える地域住民の精神的損害賠償は、地点指定や避難の有無により格差があります。このため地域住民の間で不満が生じ以前のような地域コミュニティを維持することが困難な状況となっています。さらに、中間指針で示されている精神的な損害賠償は、避難指示等の指定解除後3カ月間を目安としているのみで、年間の放射線量が1ミリシーベルト以上の環境であっても、賠償対象期間後は打ち切られることとなります。

特定避難勧奨地点の指定が解除されても、この地点を抱える地域住民の放射線量に対する精神的な不安は、今後も継続することとなります。

このため、精神的な損害賠償は、地点指定が解除されても放射線量が年間1ミリシーベルト以下になるまで、地点指定の有無にかかわらず継続する必要があります。

よって南相馬市議会は、政府が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

### 記

- (1) 特定避難勧奨地点を抱える地域の除染作業は、地点指定解除後も放射線量が年間1ミリシーベルト以下になるまで継続して行うこと。
- (2) 特定避難勧奨地点を抱える地域住民の精神的損害賠償は、地点指定の有無にかかわることなく、かつ地点指定解除後も放射線量が年間1ミリシーベルト以下になるまでの間継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月25日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様

環境大臣 様

文部科学大臣 様